

市民の生活を守り快適な都市空間を創造するための道路
財源の確保及び道路整備事業の補助率等の嵩上げ措置の
継続に関する意見書

道路は、国民生活や経済社会活動を支える根幹的な社会資本であり、豊かな生活の実現と活力ある地域社会の形成に欠くことのできない社会基盤である。

大野城市においては、国特別史跡である水城跡があることで、主要幹線道路が集中しており、それに結節するかたちで道路整備がなされている住宅都市である。交通利便性が高く評価されて人口も増加しており、西鉄高架事業に伴う道路整備など、快適な都市空間を創造するためにも道路整備を確実に進めることが課題であり、そのために必要な予算の確保が重要である。

現在、道路事業においては、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下、「道路財特法」）の規定により、地域高規格道路や交付金事業の補助率等が嵩上げされているが、この嵩上げ規定が平成 29 年度までの時限措置となっている。

本市が目指す安全・快適な暮らしを支える都市機能の充実と安全・安心な道路交通の確保に全力を挙げて取り組んでいるこの時期に、補助率等が低減するという事は、本市にとっては大きな問題である。本市が計画する道路整備事業に遅延が生じれば地域づくりに悪影響を及ぼし、活力の低下を招きかねない。

よって国におかれては、道路財特法の補助率等の嵩上げ措置について、平成 30 年度以降も現行制度を継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 10 月 23 日

衆議院議長 殿
参議院議長 伊達 忠一 殿
内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
財務大臣 麻生 太郎 殿
国土交通大臣 石井 啓一 殿

福岡県大野城市議会議長 白石 重成